第4次さくら市男女共同参画計画

【さくら市DV防止基本計画】

【さくら市女性の活躍推進計画】

平成 31 年度~平成 35 年度(2023年)〔5 力年計画〕

さくら市の男女共同参画は

ちょうどいい!



平成 31 年 3 月



はじめに







少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化など、社会情勢や家庭環境が大きく変化する中で、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目的に、平成11年に国において男女共同参画社会基本法が制定され、20年が経過するところです。

本市でも一人ひとりが個性と能力を生かしながらあらゆる分野に参画できる社会の実現に向けて、平成18年3月に、男女共同参画基本法に基づく「わたしとあなたのさくら市プラン」を策定し、平成21年3月には「わたしとあなたのさくら市プラン(第2次計画)」を策定、平成26年3月には「わたしとあなたのさくら市プラン(第3次計画)」を策定しました。また、平成29年2月には、さくら市男女共同参画都市を宣言し、市としての意識の醸成や普及啓発の新たな段階へと着実に歩みを進めてきたところです。

進化プランにおいても、子育て世代の女性が社会参加しやすい環境づくりとして子育て世代支援センターの開設や、女性の能力やアイデアを積極的に発揮することのできる市民活動支援センターの開設にも取り組み始めました。

しかしながら、男女共同参画に関する市民アンケートを拝見すると、あらゆる分野で男女共同参画が進んでいると答える市民の割合は、当初の計画策定時に比べれば大幅に増加しておりますが、まだまだ性別による固定的な役割分担や、社会通念・慣習が根強く残っています。これまでの市の取り組みが結果として反映されていないことや未だ取り組むべき課題が多いことを理解して、何が必要なのかを研究し、改善することが大切だと考えます。

これらの状況を踏まえ、男女共同参画の更なる推進を図るため、この度、第4次さくら市男女共同参画計画を策定いたしました。市民と行政が連携・協働し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことで「男女共同参画の輪」の更なる広がりを見せるとともに、さくら市の将来都市像「安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち」づくりにつながっていくことと考えております。

結びに、この計画策定にあたり、ご尽力いただきましたさくら市男女共同参画推進委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成31年 3月 さくら市長 花塚隆 志



目次

第1章 計画	の趣旨
1. 男女共	同参画社会について1
	同参画社会基本法の理念について2
3. さくら	市男女共同参画都市宣言について3
4. 計画の	期間について4
5. 計画の	位置づけについて4
6. 策定体	制について4
第2章 現状	と課題
	こ _{味恩} 市の現状
	- 男女共同参画に関する意識
[1-2]	
L · — 2	- 教育・M.ガガ野に807と35文件回多画
	における男女共同参画 における男女共同参画······8
【4】 抽描	における男女共同参画····································
「ち」健康	と807 8万丈八両多画 分野における男女共同参画11
【6】配偶	ろ
	- 12 分野における男女共同参画12
2. 第3次	計画の主な成果等13
第3章 計画	の基本的な考え
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	の至本的ならん 標······15
	+
O. 和中外	
第4章 第4	次基本計画
	個性を認め合い人権が尊重されるまち【知る】2C
	誰もが働きやすいまち【働く】22
基本目標3	性別役割分業の壁をなくす【家庭】24
	男女共同参画の視点によるコミュニティづくり【地域】26
	生涯を通した男女の健康支援【健康】28
基本目標6	配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶【DV】3C
基本目標7	平常時から男女共同参画の視点で「もしも」を考える【防災】32
第5章 計画	の推進
	 制の強化······34

資料編

1.	男女共同参画社会基本法	37
2.	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	42
3.	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	52
4.	さくら市男女共同参画推進委員会委員名簿	60

~ 第1章 計画の趣旨 ~

1. 男女共同参画社会について

男性と女性が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

-*-*-*- 男女共同参画社会基本法(第2条)より -*-*-*-

男性と女性が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

なぜ、男女共同参画が必要なのでしょうか

憲法には「個人の尊重」と「法の下の平等」がうたわれ、これまで、男女共同参画 社会の実現に向け様々な取組が行われてきました。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といったような性別による固定的な役割分担に基づく人々の意識や社会慣行は、依然として根強く、様々な場面で男女間の不平等を感じることもまだまだあります。

国民の人口比率*1 は男性 49%、女性 51%であるにもかかわらず、各意思決定の場 (国・都道府県議員においては 86.8%、民間企業(100人以上)における管理職(課長以上)においては 89.7%) *2を男性が占めています。

(*1…H27年度国勢調査。*2…「男女共同参画社会の実現を目指して(H29年版データ)」内閣府) これでは国民意識とずれが生じてくるのは当然のことではないでしょうか? 男性の視点で様々なことを決定しても女性からは違和感をもたれる結果となってしまいます。



社会全体の問題となっている少子高齢化の進展や労働力の確保、また、家族 形態の多様化など、急速に進む時代の変化に対応するためには、男性の働き方 改善や、人生の段階に応じて多様な働き方の選択を可能にするなど、固定的な 意識や慣行を見直し、男女が個性と能力を十分に発揮しあらゆる分野に対等に 参画できる「男女共同参画社会の実現」が必要です。

「男女共同参画社会の実現」には、行政のみならず市民の皆さんや事業者が、男女の人権を身近な問題として捉え、相互に協力していくことが求められています。

2. 男女共同参画社会基本法の理念について

基本法では男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げています。

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男 女の差別をなくし、男性も女性もひと りの個人として能力を発揮できる機会 を確保する必要があります。

国際的協調

男女共同参画社会の実現に向けて、国際社会における動向を踏まえ、国際的な連携・協力のもと取り組む必要があります。

男女共同参画社会を実現するための

5本の柱

社会における制度又は 慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行のあり方を考える必要があります。

家庭生活における活動と 他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として

互いに協力し社会の支援も受け家族として の役割を果たしながら、仕事や学習、地域 活動等ができるようにする必要があります。

政策等の立案及び決定への協働参画

男女が社会の対等なパートナーとして、 あらゆる分野において方針の決定に参 画できる機会を確保する必要がありま す。

さんかくん



さんかくんのひとりごと1☆ 日本で最初に活躍した女性!?「卑弥呼」

√ こんにちは。これから皆さんと一緒に男女共同について学んでいく、 さんかくんと申します。どうぞよろしくお願いします。

卑弥呼は謎の多い女性ですが、2世紀後半、男王統治の倭国に大乱がおこり、王に立てられた卑弥呼はこの内乱をしずめ30余国を統属したと言われています。

中国の歴史書「魏志倭人伝」には、呪術を行い才能ある巫女として宗教と政治をつかさどっていたそうです。

そんな時代から女性は活躍していたんですね!!

◇男女共同参画社会のイメージ図

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- ●女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- ●働き方の多様化が進み、男 女がともに働きやすい職場 環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に 発揮

家庭生活の充実

- ●家族を構成する個人がお 互いに尊重し合い協力し合 うことによって、家族のパ ートナーシップの強化
- ●仕事と家庭の両立支援環境が整い、**男性の家庭への参画**も進むことによって、 男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- ●男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティーが強化
- ●地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

一人ひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で 展開でき、男女がともに夢や希望を実現

出典:内閣府男女共同参画局

3. さくら市男女共同参画都市宣言について

私たちさくら市民は

時代を超え 世代と性別の違いを超え すべての人が心豊かに生活でき すべての人が互いを尊重し すべての人が生き生きと活躍できる さくら市を 未来にわたって創るため

未来にわたって創るため ここに「男女共同参画都市」を宣言します さくら市男女共同参画委員会に よって検討を重ねた結果、平成 29年2月に「男女共同参画都 市」を宣言しました。

この宣言により、一人ひとりに とってさらに公平で希望のもてる 地域社会を目指していくことへの 決意を新たにしました。

4. 計画の期間について

本計画の計画期間は、平成31年(2019年)から平成35年(2023年)の5年間です。

計画期間中に法改正などがあった場合は、見直しを行うなど柔軟に対応することとします。

5. 計画の位置づけについて

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法) 第2条の第3項に基づく市町村基本計画です。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条の2に基づく市町村推進計画です。
- (4) 「第2次さくら市総合計画」との整合を図った計画です。
- (5) 国及び栃木県の男女共同参画に関する計画を勘案した計画です。

6. 策定体制について

- 〇さくら市まちづくり市民アンケートより市民の意識を確認
- Oさくら市男女共同参画推進委員会による計画の検討
- 〇市民意見公募(パブリックコメント)

それでは、さくら市 の男女共同参画の現状 や取り組みなどを見て みましょう。





~ 第2章 現状と課題 ~

1. さくら市の現状*さくら市の統計データがないものについては、栃木県の数値を用いています。

【1-1】男女共同参画に関する意識

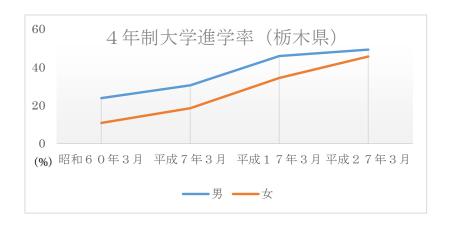
[成果指標(第3次計画P16参照)に基づく達成率および各基本目標に対する評価]

(成果 (H30 年度) はゆめ! さくら博 2018 で実施したアンケート結果より)

	H25 年度	目標値	成果(H30年度)
	調査	(H30年度)	
男女の地位が平等になっていると思う市民の	(女性)	(女性)	(女性)
割合【社会通念・習慣・しきたりなどで】	9.6%	15.0%	19.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方	(全体)	(全体)	(全体)
※「男女共に仕事をもち、家庭のことも男女で	51. 2%	60.0%	46.0%
役割分担するのがよい」と考える市民の割合			
夫婦間の役割分担の満足度	(女性)	(女性)	(女性)
※「満足している」と「やや満足している」の合計	52. 1%	60.0%	51.0%
女性が働きやすい状況	(女性)	(女性)	(女性)
※「大変働きやすい」と「ある程度働きやすい」の合計	38. 7%	50.0%	54.0%
地域活動や生活に女性の意見が反映されてい	(女性)	(女性)	(女性)
ると思う市民の割合	33. 4%	40.0%	59.0%
※「十分に反映されている」と「ある程度反映されている」の合計			

【1-2】教育・研究分野における男女共同参画

4年生大学の進学率は過去どの年度も女性より男性の方が高く、男女雇用機会均等法施行直前の昭和60年は男女差が13ポイントありましたが、平成27年3月には差が3.6ポイントになっています。(出典:栃木県統計年鑑)



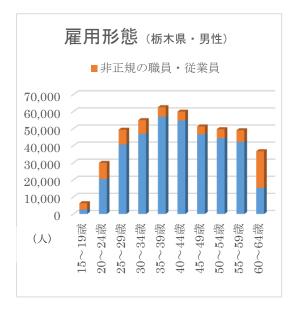
【2】就業における男女共同参画・・・女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

さくら市における女性の就業率(15~64歳)は64.2ポイント*図1(全国 昭和50年48.8ポイント)となっており、着実に増加してきていますが、栃木県における女性の就業者(15~64歳)のうち非正規雇用での就業者は58.1ポイント*図2を占めており、結果として管理的職業に従事する女性の割合が少なくなる原因となっています。

①男女の年代別就業率 (出典: H27 年度国勢調査) *図1



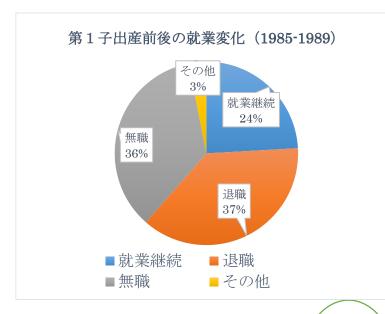
②男女の雇用形態 (出典: H24 就業構造基本調査)*図2

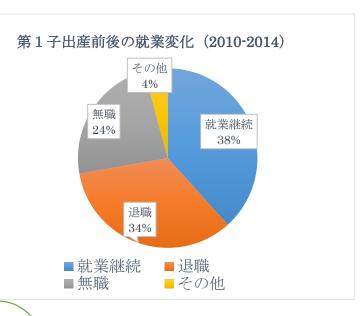




3 出生前後の妻の就業変化(出典:第15回出生動向基本調査(夫婦調査) *図3

育児期の女性に焦点を当てると、全国における女性の第 1 子出産後の就業継続者の割合は 1985~1989 年の 24 ポイントから 2010~2014 年の 38 ポイントへと 14 ポイント上昇しましたが、出産退職者の割合も 34 ポイントであり依然として高い割合です。





さんかくんのひとりごと2☆

世界を見てみよう(育休編)

日本の産前・産後休業の期間は産前 6 週・産後 8 週、育児休業については男性女性の取得条件には差がなく、休業給付をうけられる最大期間は12ヶ月(保育所入所待ち等の条件で18ヶ月)ですが、世界に目を向けると期間も内容も実に様々です。

特に北欧では育児休業の特徴的な取り組みとして「パパ・クオータ(父親割り当て)」という制度があり、父親の取得率上昇に 貢献したといわれています。

パパ・クオータは父親個人に割り当てられた育休の期間です (この期間、母親は育休を取得できない)。

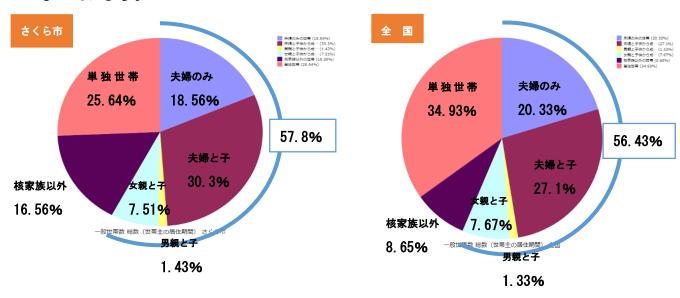
父親の育児休業取得率については、日本は2.03%に対し、ノルウェーは90%、スウェーデンは88.3%、ドイツは27.8%、ポルトガルは23.8%。この差を縮めようと、今では日本でも男性の育休取得が推奨されているんですね。



【3】家庭における男女共同参画

①世帯の構造 (出典: H27 国勢調査)

さくら市では一般世帯における核家族世帯の割合がおよそ 60 ポイントを占め、単独世帯の割合は全国平均より約 10 ポイント低く概ね 25 ポイント、核家族以外の世帯(2世帯以上の同居)が約 17 ポイントで全国平均の約 2 倍となっています。



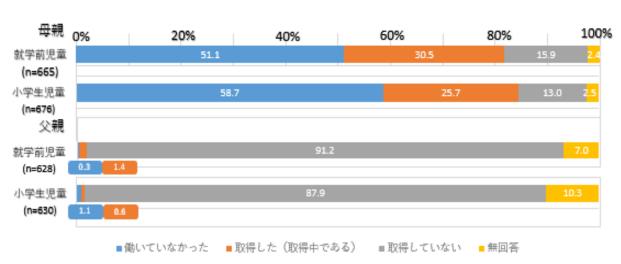
②家事・育児・介護等の時間数(有業者)(出典: H28 社会生活基本調査)

仕事をもつ女性の1日あたりの家事·介護·育児時間は約4時間であるのに対し、 男性は24分、特に家事時間(介護·育児時間を除く)は女性の16分の1程度と なっています。



③ 育児休業取得状況 (出典: さくら市子ども・子育て支援事業計画より)

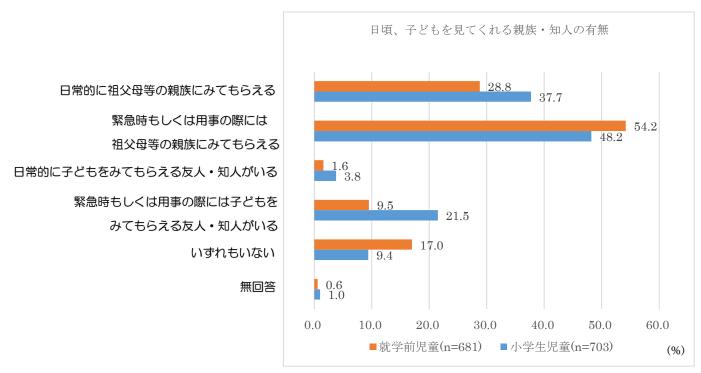
父親の育児休業取得率は1ポイント前後と低い状況です。



育児休業取得状況

④ 子育て中に頼れる相手の有無 (出典: さくら市子ども・子育て支援事業計画より)

緊急時や用事の際、日常的に子どもを見てくれる親族・知人が「いずれもいない」 と回答した人は就学前児童の親で17ポイント、小学生児童の親で9.4ポイント となっています。

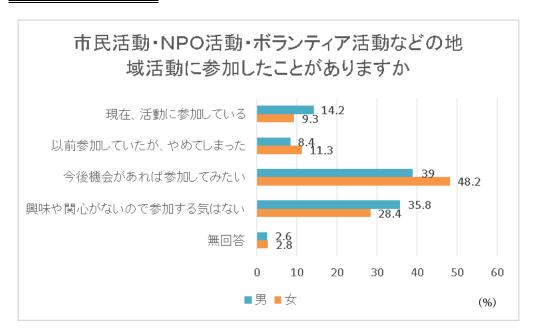


【4】地域における男女共同参画

地域活動に既に参加している人は男性の方が多いですが、地域活動をやめてしまった人、今後地域活動に参加してみたい人は女性の方が多いです。*図1、

地域活動の場で男女の地位は平等であると「あまり思わない・思わない」と回答している割合は女性の方が高くなっています*図2。行政区長の女性割合については、全体で75人のうち、女性は2人と非常に少ないのが現状です*図3。

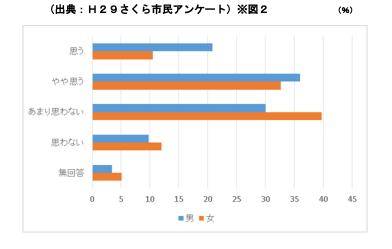
①地域活動の参加 (出典: H29さくら市民アンケート) ※図1

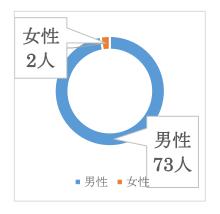


②地域活動の場で男女の地位は平等と感じるか?

❸行政区長の女性割合

(出典:総務課)※図3





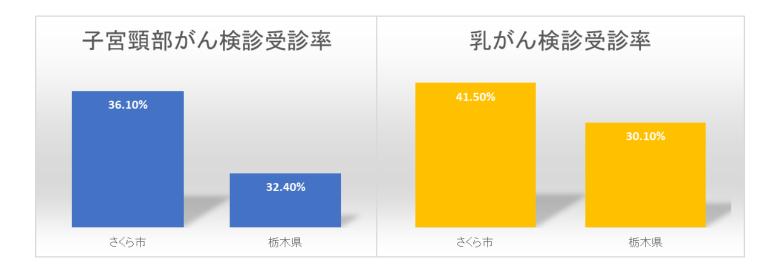
【5】健康分野における男女共同参画

さくら市の子宮頸部がん検診受診率・乳がん受診率はともに栃木県の平均を上回っています。

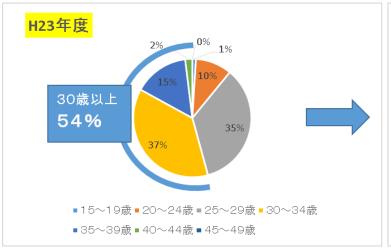
母親の年齢階級別出生割合については、30歳以上の出産がH23年度では54ポイント、H28年度では62ポイントと増加傾向です。

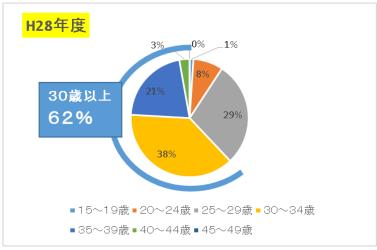


●がん検診受診率 (出典:平成29年度 さくら市保健事業実績報告)



②妊娠届出時年齢 (出典: さくら市母子保健事業指針)





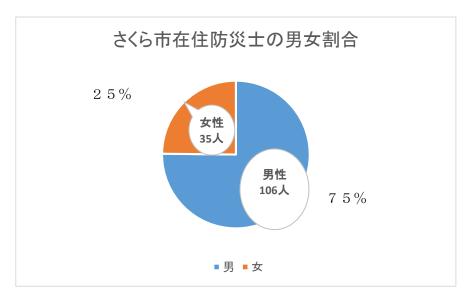
【6】配偶者からの暴力··· D V計画

配偶者からの暴力が関係する相談人数等について、さくら市では H27 年をピークに、以降は減少傾向です。すべて女性からの相談であり、男性からの相談はありませんでした。(出典:児童課資料)



【7】防災分野における男女共同参画

防災や減災活動でリーダーとなる防災士。地域で女性防災士が増えると女性の視点が災害時にも反映されます。2018年7月現在、さくら市在住の男性防災士は106名に対し、女性防災士は35名です。(出典:総務課資料)





2. 第3次計画の主な成果等

第3次さくら市男女共同参画計画において掲げた基本目標を基に、主な事業の成果について検証します。

基本目標1 個性を認め合えるまちづくり

- ○市全体で男女共同参画社会の実現に向け、「男女共同参画都市」を宣言しました。
- ○男女共同参画推進委員が作成した「さくら市男女共同参画情報紙」を年2回発行し、県や市、 市内地域において実施している講演会や各種教室の紹介、身近な男女共同に関するコラムな ど、市民に身近な情報紙による啓発を行っています。
- ○男女共同参画に関する講座や講演会を実施するとともに、県・男女共同参画センターが主催 する講演会や研修会を広報紙やホームページなどを通じて情報提供を行っています。

基本目標2 だれもが安心して暮らせるまちづくり

【子育て】

- ○家族で命の大切さを学ぶ誕生学の講座を開催しました。
- ○認可保育園において、一時保育や病後児保育、休日保育などの保育サービスを実施しています。
 - ・一時保育:8か所
 - ・病後児保育:民間保育園3か所
 - 休日保育:1か所

(H30.7 月現在)

- ○子育て支援情報紙や地域子育て支援センター、児童センター等を通じた、子育てに関する相談 や情報提供を充実し、安心して子どもを産み育てることができるよう支援しています。
- ○働く男性に向けた子育て支援講座を開催し、男性の子育てや育児への積極的な参加を促しています。

【健康】

○男女が心身や健康について、互いの身体的性差を十分に理解し合いながら正確な知識や情報を得られるよう、母子保健や性差を踏まえた健康増進事業の充実など、自身の健康を保持していくために必要な事業を実施しています。

【生涯福祉】

○高齢者や障がい者など、市民の誰もが住み慣れた地域で生きがいをもって、安心して自立した 日常生活や社会生活を送れるよう生涯福祉事業を実施しています。

基本目標3 だれもが働きやすいまちづくり

- ○子育てと仕事の両立支援に積極的である企業を訪問し「さくら市男女共同参画情報紙」に内容 を掲載しました。
- ○親子対象の食育教室を開催し家族で食事づくりをする楽しさを体験しました。
- ○イクボス※1第一人者を招き、経営者や管理職が固定的な性別役割分担や古い価値観に縛られず制度を活用できる社風とすることで男女がともにワーク・ライフ・バランス^{※1}を実現できるという講演会を実施しました。

第2章

- ○「さくら市次世代育成支援特定事業主行動計画」「さくら市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、とちぎ女性活躍応援団に登録しました。
- ○労働基準法、育児・介護休業法などの関係法規の周知と遵守徹底を推進しています。
- ○セクシャルハラスメント**2やパワーハラスメント**3に関する研修会を実施し、防止啓発活動を 推進しています。

基本目標4 多面にわたり共同参画できるまちづくり

- ○介護保険認定審査会において、女性の立場にたった意見を反映させるために積極的に女性を委員に委嘱するなど、各種審議会や委員会への女性参画を推進しています。
- 〇さくら市役所の女性管理職の割合は横ばいですが、女性職員の採用割合は $H26\sim H30$ 年度 平均で50%を超えていますので、将来的には改善が見込まれます。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
女性管理職の割合	16. 7	14. 7	11. 7	11. 7	14. 8
女性職員の採用割合	41. 2	66. 7	40. 0	57. 9	66. 7

出典:総務課資料

基本目標5 人権が尊重されるまちづくり

- ○男女共同参画の視点にたった防災研修を男女共同参画推進委員会にて行い、市の総合防災訓練 で男女共同参画の視点による備えの必要性を伝えるハンドブックを配布しました。
- ○DV に関する相談室を設置し、電話、来庁・訪問による相談支援を実施しています。
- ○家庭児童相談室を設置し、家庭相談や児童虐待防止相談を実施しています。
- 〇子どもを見守る市民への啓発活動をさらに推進し、児童虐待の未然防止や初期段階での対応を 強化します。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
DV相談人数(延べ)	10	12	18	9	5
児童虐待相談件数(延べ)	25	28	24	27	44

出典:児童課資料

- ※1 イクボスは、部下のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の両立)を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績 も結果をだしつつ自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)のこと。
- ※2 仕事(ワーク)と生活(ライフ)の調和(バランス)のことで、ワーク・ライフ・バランス憲章では、ワーク・ライフ・バランスが実現した社会を、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義している。具体的には、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会、を指す。
- ※3 不快と感じる性的な言動のことをセクシャルハラスメントといい、基本的には受け手がその言動を不快に感じた場合にはセクシャルハラスメントとなる。セクシャルハラスメントは、基本的人権の侵害や職場の勤務条件、勤務環境に悪影響を及ぼすなど深刻な問題となっている。
- ※4 パワーハラスメントは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を 超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為と定義される。

~ 第3章 計画の基本的な考え ~

1 基本目標

知る

基本目標1:個性を認め合い、人権が尊重されるまち



多様性を学び、一人ひとりの意識の啓発を進めることにより、個性 を尊重し認め合っていくことができるまちづくりを進めます。

働く

基本目標2:誰もが働きやすいまち



一人ひとりが家庭生活における役割を果たしつつ、職場においても男女が平等な立場で多様な働き方ができる働き方改革・意識改革を広げていくよう努めます。

家庭

基本目標3:性別役割分業の壁をなくす



男性の生活の比重は仕事にかかり、その一方で、家事や育児、介護などの大部分を女性が担っているのが現状です。一人ひとりの性別役割分業の意識を取り除き、男女が共に家事・子育てに積極的にかかわれるまちづくりを目指します。

地域

基本目標4:男女共同参画の視点によるコミュニティづくり



地域に残る固定的な性別役割分担意識に基づく慣行やしきたりが見直され、地域づくりの場では女性も男性も平等に企画や方針決定に参画できるまちづくりを目指します。

健康

基本目標5:生涯を通した男女の健康支援



男女が互いの身体的特徴や性についての理解を深め尊重しあっこと、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)に基づき生涯にわたり自心身の健康について主体的に自己決定権を持ち管理する意識の醸成に努めます。



基本目標6:配偶者等に対するあらゆる暴力根絶



配偶者等からの暴力を含め、あらゆる暴力は人権侵害であるという認識をし、暴力の根絶に取り組みます。

防災

基本目標7:平常時から男女共同参画の視点で「もしも」を考える



災害時の避難所におけるリーダーが男性に偏ることがなく女性の意見も反映されやすい、男女共同参画の視点を活かした 避難所運営ができるよう平常時から対策に努めます。

2 計画の体系

基本理念

(1)男女の人権の尊重 (2)社会における制度または慣行についての配慮(3)政策等の立案及び決定への 共同参画(4)家庭生活における活動とその他の活動の両立 (5)国際的強調

【施策の方向】 (1) 男女平等意識の醸成 基本目標1:個性を認め合い、人権が尊 (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 重されるまち (3) 外国人在住者の人権 (4) 性の多様性について理解を深める (5) 性の商品化防止の意識啓発 (6) ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進 【施策の方向】 (1) 就労の場における男女平等の支援 基本目標2:誰もが働きやすいまち (2) ワークライフバランスの支援 (3) 家内就労者の条件の改善 (4)女性のエンパワーメント※の促進 家庭 ※意思決定過程に参画し状況を変えていく力をもつこと 基本目標3:性別役割分業の壁をなくす 【施策の方向】 (1)子育て支援の推進 (2) 男性に向けた家事・育児への参加促進 基本目標4:男女共同参画の視点による 【施策の方向】 コミュニティづくり (1) 地域活動における男女共同参画の推進 (2) 生涯福祉の推進 【施策の方向】 基本目標5: (1)総合的な健康づくりの推進 生涯を通した男女の健康支援 【施策の方向】 (1)暴力防止に関する情報提供・啓発・周知の推進 (2) 相談体制の強化 基本目標6: (3) 安全確保と自立支援の実施 配偶者等に対するあらゆる暴力根 (4) 虐待防止対策の推進 防災 【施策の方向】

基本目標7:平常時から男女共同参画の

視点で「もしも」を考える

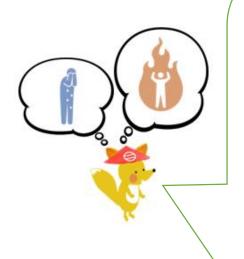
17

(1) 男女共同参画の視点にたった防災・防犯対策の推進

3. 第4次計画成果指標

基本目標	目標とする指標項目	H29 年度 現状	最終年度 目標値
知る 基本目標1:個性を認め 合い、人権が尊重される まち	市民一人ひとりを人権尊重するまちづくりに満足している市民の割合 「満足である・どちらかといえば満足である・ふつうの割合」	(女性) 92.9% _{市民アンケート}	(女性) 95%
動く 基本目標2:誰もが働きや すいまち (女性の職業生活における活躍についての推進計画)	現在の社会において女性が働きやすいと思う市民の割合 [思う、やや思うの割合] 委員会等における女性委員の割合	(女性) 34.9% 市民アンケート 30.6% 年次報告	(女性) 50.0% 35.0%
家庭 基本目標3:性別役割分業 の壁をなくす	家庭で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合 〔思う、やや思うの割合〕 「男は仕事、女は家庭」という 考え方 〔あまり同感しない、同感しないと回答した人の割合〕	(女性) 59.6% 市民アンケート (女性) 74.8% 市民アンケート	(女性) 65.0% (女性) 75.0%
地域 基本目標4:男女共同参画 の視点によるコミュニティづくり	自治会などの地域活動の場で 男女の地位が平等になってい ると思う市民の割合 〔思う、やや思うの割合〕	(全体) 45.5% 市民アンケート	(全体) 60.0%

健康 基本目標5: 生涯を通した男女の健康	子宮がん検診受診率	36.1% 29 年度保 健事業実績 報告	45. 0%
支援	乳がん検診受診率	41.5% 29 年度保 健事業実績 報告	50.0%
基本目標6: 配偶者等に対するあら ゆる暴力根絶 (配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する基本計画)	身体的な暴力や言葉の暴力は 許されないと認識している市 民の割合	新規	100%
防災 基本目標7:	女性防災士の割合	25. 0%	40. 0%
平常時から男女共同参画の視点で「もしも」を考える	女性自主防災会長の人数	2人	10 人



さんかくんのひとりごと3☆ 男性も悩んでいる

男性の悩みの背景として「かくあるべし」の縛りがあります。 男性は幼少の頃から「強さ」や「タフさ」を求められる傾向にあ ります。人々のなかに無意識に存在するジェンダー・バイアス(社 会的・文化的性差別、偏見)によって女性だけではなく男性も苦 しめられているようです。

内閣府が2012年にまとめた全国の20代から60代までの男性を対象とした「男性にとっての男女共同参画」によると「男は弱音を吐くべきではない」と答えた方の割合が45.6%であるなど、男性は自分の気持ちを他人に素直に話せない人が多く、特に弱音を吐くことをよしとしない傾向があることがわかります。男性も女性も生きやすいまちにしていきたいですね。

(参考図書:2018 男性は何をどう悩むのか 濱田智崇編)

~ 第4章 第4次基本計画 ~

基本目標 1 個性を認め合い

知る

人権が尊重されるまち

[施策の方針]



男女共同参画社会基本法が制定されてから20年が経過する中で、本市においても広報紙や情報紙、男女共同参画推進委員の活動などにより、男女平等意識の高揚に向け様々な施策を推進してきました。

しかしながら、本市の男女の意識に関する市民調査や、ゆめ!さくら博で実施したアンケートから、生活や社会の場での男女の平等感では、男性優遇と感じている女性の割合が未だに高い結果となっています。不平等感の解消には総合的な施策を推進する必要があるため、これからも男女平等意識の啓発を進め、多様性を学ぶ機会を作る等対策をすすめます。

featuring

~ 知 る ~

「男女の地位が平等になっていると思

う市民の割合」「社会通念・習慣・しきたりなどで」

女性対象(平成30年度さくら博アンケートより)

19%

男女の地位が平等になっていると思う市民の割合について、 女性の平均は19%。それに対して男性の平均は39%でした。

男性が思っているほど、女性 は男女の地位が平等であるとは 思っていないようです。男女間 の認識の違いを知ることは大切 ですね。



男女平等意識の醸成

- •男女共同参画を推進する啓発活動の充実
- •男性の男女共同参画への理解促進 (講座・研修会等の開催)



男女共同参画の視点にたった教育・学習の推進

- ・幼児期からの子どもや家庭の男女共同参画の推進
- ・男女共同参画の視点に立った学校教育の推進(人権教育、性教育の充実)



外国人在住者の人権の擁護

- ・国際理解・国際交流事業の充実・外国人に対する情報提供の充実
- ・DVや人権侵害に関する相談を外国語で対応



性の多様性の尊重

- ・性の多様性に関する情報提供
- ・相談支援等についての情報の充実



性の商品化防止

・性の商品化防止のための啓発活動の推進



- 啓発活動(演劇など)は手作りで一生懸命取り組んでいるけれど、アンケートなど では男女平等が進んだという目に見えた結果が得られない・・・。それでも先日嬉し い出来事がありました。駅で清掃をしている女性から、この頃男女共同参画に興味を 持ち始めたという話を聞いたのです。私はうれしくてとっさに啓発活動の仲間になら ないかと誘ってしまいました(笑)小さなことの積み重ね、地道な活動の一歩かなと 実感できた瞬間でした。
- ・男女は平等だと学ぶ学校教育の機会は充分であると思う。でも学校教育から社会に出たとたん、 現実は男女平等でないと感じ、現実社会に失望してしまう若者も多いんじゃないかな。

基本目標 2 誰もが働きやすいまち

働く

【女性の職業生活における活躍についての推進計画】

『施策の方針』



産業構造の変化や女性の社会進出が進む中で、女性の雇用機会は拡大されているものの、固定的な性別役割分担意識などを背景に、男女間の賃金格差や相対的に低賃金で雇用が不安定になりがちな女性非正規雇用者の割合が高いことが指摘されています。男女雇用機会均等法の遵守などの法令をはじめ、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについての理解を広め、労働者が性別により差別されることのない職場環境づくりを促進します。

一人ひとりが家庭生活における役割を果たしつつ、職場においても男女が平等な立場で多様な働き方ができる働き方改革・意識改革を広げていくよう努めます。

featuring

~ 働く~

「現代の社会において女性が働き

やすい状況だと思いますか?」

女性対象 (平成 30 年度さくら博アンケートより) <働きやすいと回答した人の割合>

54%

約半数の人が「女性が働きやすい状況である」と回答しました。特に子育て世代の30代では、平均を超えて女性64%、男性56%が働きやすいと回答しています。

しかしながら全体のうち25%は「働きにくい」と回答しており、今後も誰もが働きやすいまちを目指して推進していく必要があります。



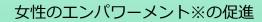
就労の場における男女平等の支援

- ・労働基準法や男女雇用機会均等法など法制度の遵守の啓発
- ・職場における慣行を見直すための啓発活動の推進
- ・障がいのある人の雇用促進
- ・ハラスメント等防止の啓発



ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・職場への男女共同参画に関する資料の提供
- ・テレワークの推進
- ・女性の就労への理解に向けた啓発活動の推進・育児介護休業の普及啓発
- ・労働時間の短縮やフレックス勤務制度についての調査・研究
- ・企業内保育についての調査・研究





【※女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参 画すること、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと】

・女性リーダー育成

- ・女子学生のキャリア教育(理系進路)
- ・職業技術等を取得するための講座等の情報提供・再就職支援の推進
- ・審議会、委員会等への女性の参画推進
- ・方針決定への女性参画の促進(各種団体等における女性役員の登用推進)



家内就労者の条件の改善

- ・農業、商工業等に従事する家内就労者の労働環境改善のための啓発活動を推進
- ・農家における家族経営協定の締結・見直しの推進



- ・今は3歳まで育休がとれたり、時短勤務が認められたり、在宅ワークを制度として整え ている企業もあり以前と比較すると育児をしながら働く環境は良くなっているね!育休を 取る男性はまだ少ないけど以前に比べると家庭内の協力体制もよくなりつつあるね!
- 農家等家内就労者の女性は、昼間は男性と同じように仕事をしているにもかかわらず、家事は1 人で担っているケースも多いと個人的に感じる。仕事と育児の両立等について声を出す相手(会社 の人事課等)もおらず、大変だと思う。育体や産体の制度ももちろんなく、親にみてもらうか保育 園でみてもらうかで悩むが、保育園は会社等で共働きしている人の方が預けやすいという声も聞く ので、結局は親を頼るしかないのだろうか・・・。

基本目標3 性別役割分業の壁をなくす

家庭



『施策の方針』

男件の生活の比重は仕事にかかり、その一方で、家事 や育児、介護などの大部分を女性が担っているのが現状 です。一人ひとりの性別役割分業の意識を取り除き、夫 婦間等におけるコミュニケーションの促進等を啓発す ることで、男女が共に家事・子育てに積極的に参画でき るまちづくりを目指します。

また、多様な就労形態に対応した保育サービスの充実 を図るとともに、子育て家庭や子どもを地域全体で支え る地域ぐるみの子育て支援を充実します。

featuring

~ 家庭~

「子どものいる共働き世帯の

1日あたりの家事・介護・育児時間 |

(出典: H28 社会生活基本調査)

女件 4時間 😀 😀 😅



男性 24分 🛭



共働きであっても、1日あたりの家事・ 介護・育児の時間は圧倒的に女性が長い(男 性の約8倍以上)ことがわかります。男性 に向けた家事や育児への参加啓発を促進す る必要がありますね。

[具体的な施策]



子育て支援の推進

- ・子育てに関する相談及び情報提供の充実
- ・子育てサークルの支援やネットワークづくりの充実
- ・ファミリーサポートの推進・親子ふれあい事業の推進
- ・一時保育や病児保育などの保育サービスの充実
- 児童の放課後対策の充実



男性に向けた家事・育児への参加促進

- ・性別役割分業をなくすための啓発活動(男女共同参画情報紙らい くゆう~、ゆめ!さくら博等)
- ・男性に向けた家事や育児への参加促進のための啓発
- ・男性の育児・介護休業取得促進に向けた両立支援制度の推進
- ・育児支援事業への男性の参加促進



- ・男性の仕事が忙しく女性がワンオペ育児化(1人で仕事・家事・育児のすべてをこなさ なければならない状態)しているケースも多い。孤立しているママもたくさんいると思 う。国や県の制度だけではなく、自分たちが暮らしている地域で、身近に感じられるよう な多様な支援が必要だと思う。
- 30年ほど前はスーパーで買い物をする男性を見かけなかった。そんな時代に(男性の委員であ る)私は料理が好きなこともあり積極的に家事をした。すると、子どもも食べた食器は自分で洗う など、自分のことは自分でやるようになったので、よい習慣を受け継ぐことができてよかったと思 っている。

基本目標4

地域

男女共同参画の視点による

コミュニティづくり

[施策の方針]



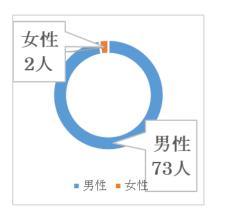
少子高齢化や核家族化の進行、人間関係の希薄化、単身世帯の増加等、地域の状況は変化しており、地域コミュニティの維持のためには、 男女共同参画の考え方があらゆる地域活動の基本要件となるよう基盤づくりを推進する必要があります。地域に残る固定的な性別役割分業意識に基づく慣行やしきたりが見直され、地域づくりの場では女性も男性も平等に企画や方針決定に参画できるまちづくりを目指します。

また、ひとり親家庭や介護、障がいなどで支援が必要な人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、男女がともに介護などの担い手として支えあいながら活躍できる環境づくりをすすめます。

featuring

~ 地 域 ~

「女性の行政区長数」 平成 30 年度



さくら市の 75 行政区のうち計画策定時である平成 30 年度の女性行政区長は2人だけです。

地域づくりの場において、性別役割分業 意識が残っているといえるかもしれませ ん。性別関係なく、それぞれ地域住民が持 つ特長を生かすことで、よりよい地域をつ くることができるのではないでしょうか。



地域活動における男女共同参画の推進

- ・女性の視点を生かした地域活動の充実
- ・各種団体等の地域の女性役員の登用を推進

生涯福祉の推進



- ・高齢者の社会参加促進・在宅福祉サービスの充実
- ・高齢者の健康づくり、生きがいづくり推進
- ・ひとり暮らしの高齢者に対する支援
- ・地域ぐるみの介護支援の充実
- ・障がい者への理解と福祉の充実
- ・ひとり親家庭への自立、経済的支援の促進
- ・生活困窮者への自立支援と社会的孤立・連鎖防止対策の推進
- ・公共施設のバリアフリー化推進

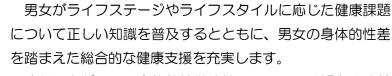


・わたしが住む地域では、幸い女性だからという理由で不当な扱いを受けたことは特にないように感じます。行政区でも、比較的時間がありそうな主婦であることを理由に役員などの役割を依頼されても、多忙な時は、はっきりと断れる環境にあります。地域ごとの格差や近所付き合いの影響もあるのではないでしょうか?

基本目標 5 生涯を通した男女の健康支援

健康

[施策の方針]





また男女が互いの身体的特徴や性についての理解を深め尊重しあう意識や、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)に基づき生涯にわたり自心身の健康について主体的に自己決定権を持ち管理する意識の醸成に努めます。

~用語紹介~

☆リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)

人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。

☆リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)

全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に 決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関す る健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利。

featuring

~健康~



子宮頸部がん検診、乳がん 検診の受診率はともに栃木県 の平均を上回っています。

今後も性別に応じた健康に 関する正しい知識・情報の提 供を行い、主体的に健康を管 理しやすい環境を目指してい きます。

[具体的な施策]

総合的な健康づくりの推進



- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の周知
- ・育児相談、栄養相談など母子保健の充実
- ・妊娠、出産等に関わる学習機会の充実
- ・総合健診事業の受診率向上
- ・不妊治療に関する相談業務の充実
- ・健康教室の開催など健康づくり推進
- ・心身の健康相談の充実
- ・各種スポーツ教室等の充実
- ・健康に関する正しい知識・情報の提供



- ・さくら市は市民向けの健康診断の時にクリアファイルを個人ごとに配布していますが、 手にすると、自分の健康は自分で管理しようという気持ちにもなり、とてもよい取り組み だと思っています。
- ・日本人は結婚するとすぐに子どもという考えが根強いと感じている。女性に「子どもはまだか?」と質問する人がいるが、聞かれること自体を不快に感じる人もいる。子どもを産むタイミングや人数を自由に決められること、産まないという選択肢を選ぶ人達も、生きづらくならないこと、主体的に自分達の生き方を決められることが大切だと思う。

基本目標6



配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画】

『施策の方針』



配偶者や交際相手などに対する暴力(DV)や、児童・高齢者・障がい者に対する虐待は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。このため、暴力を容認しない地域社会を醸成するための啓発を強力に推進する必要があります。

※この計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV 防止法)」 第2条の3第3項に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策 の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)として位置づけ、総合的に推進し、 女性に対する暴力の根絶に取り組みます。

featuring

\sim DV \sim

デート DV とは?

交際相手からふるわれる暴力を「デート DV」といいます。「なぐる・ける」だけが暴力ではなく、強い束縛で恐怖心を与えたり、心を傷つけることなども暴力にあたります。

内閣府の調査では、女性の5人に1人、男性の10人に1人が「交際相手からの被害経験がある」と答えています。

DV 相談窓口

DV は深刻な人権侵害です。もし DV の被害にあってしまったら、ひとりで悩まずにご相談下さい。

さくら市児童課

電話 028-681-1125

とちぎ男女共同参画センター相談ルーム 電話 028-665-8720

ウィメンズハウスとちぎ(認定 NPO 法人) 電話 028-621-9993

[具体的な施策]



暴力防止に関する情報提供・啓発・周知の推進

- ・DV防止法や相談支援等についての情報提供の充実
- ・DV、デートDVの根絶に向けた啓発活動



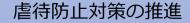
相談体制の強化

- ・相談窓口の周知徹底・相談員の専門性と資質の向上推進
- ・県等の関連機関との一体的な相談体制の確立
- ・全庁的な早期対応等の取組みの推進
- ・地域の見守り、通報体制の強化



安全確保と自立支援の実施

- ・被害者の相談や保護、支援等の対応マニュアルの整備
- ・一時保護、シェルター入所者への情報提供
- ・民間支援組織との連携強化
- ・被害者や関わった子ども等の心身ケア体制の強化





- ・虐待防止等に関する法律や相談支援等についての情報提供の充実
- ・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会、障がい者虐待防止センター 等との連携強化
- ・県等の関係機関との一体的な推進体制の確立
- ・地域の見守り、通報体制の強化
- ・加害者への防止教育、加害者更生プログラムの推進



・DV にも様々な種類があり、DV かどうかという境目の判断は難しい。また特にお互いが 共依存の関係であれば DV 被害があるかどうかは、周りからは特に見えにくい。自分たち の普段の行動を振り返る機会を持つことも必要だと感じる。

基本目標7 平常時から男女共同参画の視点で 「もしも」を考える

防災

『施策の方針』



災害時に性別等にかかわらず、避難所で一人ひとりの人 権が守られ安心して生活することができるように、平常時 から男女共同参画や多様な視点からの防災・減災の取組み について理解を深める啓発を行います。

また災害時の避難所におけるリーダーが男性に偏るこ とがなく女性の意見も反映される環境になるよう、性別に かかわらず平常時から地域活動に参画しやすい仕組みを 作ることで、地域の共助の力と防災力の向上を目指しま す。

featuring

~ 防 災 ~

男女共同参画の視点による

避難所の運営ポイント

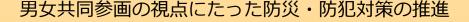
- ・女性用の外から見えない洗濯物干場・授乳スペ ース等を設置する。
- ・避難所内外の巡回は男女混成で随時実施する。
- ・「炊き出し係は女性に固定」等はいけない。固 定的な性別役割分担意識に気を付ける。
- ・女性・男性の抱える個別課題について相談でき る環境を整える。(難しい場合は専門機関に案 内)
- トイレは防犯上死角がないよう配慮する。

男女共同参画の視点による

避難所に持っていくべきもの(例

- ロ 防犯ブザー
- □ ホイッスル
- ロライト
- □ 常備薬
- □ 生理用品
- □ 防寒保護シート
- □ 折りたたみスリッパ
- □ 液体ハミガキ

[具体的な施策]





- ・女性や障がいのある人に配慮した防犯・防災対策の推進
- ・消防団活動への女性参画の推進
- ・自主防災組織に対する啓発
- ・男女共同参画の視点を地域防災計画に反映
- ・災害時の相談体制整備



- ・妊婦へは避難所で個室を用意するなど配慮が必要。専門職の避難者(看護師や助産師) を見つけて、避難所で助けあえる仕組みづくりが大切。タオル・生理用品・赤ちゃん用ぬ れティッシュ・ティッシュペーパー・水・保温性のあるサランラップ・防寒用アルミシー トなどは実際に助かったとの声を聞く。
- ・子育で中の女性については、母子手帳を必ず避難所に持って行った方がよい。ミルクを作るには お湯が必要なので、インフラが止まってもお湯を作れるもの(ガスコンロ等)が必要。紙おむつは 7日分以上は用意した方がよい。
- ・高齢者については、常備薬があれば数日分は用意しておきたいですね。

さんかくんのひとりごと4☆

世界をみてみよう(ランキング編)

2018 年 12 月 17 日に世界経済フォーラム(WEF)が「男女格差(ジェンダーギャップ)報告書 2018 年版」にてジェンダー・ギャップ指数を発表しました。

これは世界各国の男女格差を数値化し、順位を決めたものです。日本の総合順位は110位。主要7か国の中では最下位でした。特に調査された分野の中では「政治への参加」と「経済活動への参加と機会」の順位が低くなっています。

世界と比べると日本はまだまだ男女格差是正に努める必要がありますね。でも他の国々も最初から平等だったとは限りません。努力をして男女平等になった国もあるので、日本でも不可能ではないはずです。「男女平等な日本」で、早く暮らしてみたいですね。



~ 第5章 計画の推進 ~

1 推進体制の強化

(1) 市民・事業者・団体など、地域との協働による推進

市全体に男女共同参画社会への理解と意識の醸成を図るためには、幅広い分野にわたった市 (行政)が推進する各施策について、全庁的な体制で男女共同参画社会の形成を目指すという 共通認識を基に、横断的な取組みを進める必要があります。

また、こうした推進体制とともに、市(行政)や市民、企業、関係機関・団体などがこれまで以上に連携・協働を深め、地域における男女共同参画推進のネットワークをつくりながら、 市民一人ひとりが個性と能力を生かし、あらゆる分野に参画できる社会の実現を目指すことが必要です。

(2) 計画の推進体制

この計画の進行管理は、2021 年 4 月~2022 年 3 月(計画中間年度)における「担当各課による事業進捗管理」及び「さくら市男女共同参画推進委員会による評価」により行い、市民と庁内担当各課の連携と整合のとれた施策の推進を図ります。

推進体制

- ○担当各課における進捗管理
- 〇さくら市男女共同参画推進委員会による評価

計画の推進体制

①計画 (Plan)

第4次さくら市男女共同参画計画



②実施 (Do)

担当各課は、計画に基づく取組みを推進します。

市の取組み

市民・ 事業者・団体等 の取組み

地域と市(行政)との協働による推進

市民・事業者・団体等 は、男女共同参画の基本 理念を意識・理解し、自 発的に行動します。



③点検・評価 (Check)

男女共同参画推進委員会

●さくら市男女共同参画推進委員会による評価



_ 連 携

担当各課

●担当各課による事業進捗管理

計画の最終年度(2023 年4月~2024年3 月)には、成果指標の総 合評価を行います。

④改善・見直し (Action)

事業の進捗状況や評価により、必要 に応じて事業実施方法などを変更し 改善します。



さんかくんのひとりごと5☆

感じたこと

さんかくんと一緒に男女共同参画をお勉強してくれてありがとうございます。

昔と比べて、今は段々と男女平等に向けて働くことと育児を両立する制度などが整ってきているということ、でも、その一方で、いまでも男女は平等であると感じていない人も多いことから、もっと男女共同参画を推進しなくてはならないということを僕は感じました。

そして「男だからこうしないといけない」と色々なタイミングで性別役割分業を感じて自分を縛っていたかもしれないと思いました。

ライフスタイルが多様化しているなかでこれからどのように生きたらよいか迷うこともあるかもしれないけど、「差別をしない」「暴力をしない」という信念を持ち続けて生きていきたいです。

「男女共同参画の計画が必要なくなるくらい、当たり前のように男女平等の意識を持つ人がいっぱいなまち」そして「男性にとっても女性にとってもちょうどいい!まち」になりますように、みんなで頑張るコン!

エイエイオー!

1. 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、 緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる 分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の 男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、 当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。 (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の 社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあるこ

とにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように 配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭 生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨 として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇:一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、 基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二·全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二•全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- ー 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

40

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として 定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。(後略)

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。(後略)

2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四:一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四,平二五法七二,一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る 青務を有する。

(平一六法六四:一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。) は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- ー 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ー 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
- (平一六法六四:追加、平一九法一一三:一部改正)
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- (平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)
- (婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。 (平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四:一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四:追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四•一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者 又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- ー 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四•平一九法一一三•一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- ー 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余 儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事 実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四•一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、 その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター 又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載 した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに 応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四·平一九法一一三·一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、ロ頭弁論を経ないで決定をする場合には、 理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府 県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四•平一九法一一三•一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四•平一九法一一三•一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力 又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に 生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生 ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度 発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の 生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しく は抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口 頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四:一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四:一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四•一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに 伴い必要な事務に要する寿田
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四•一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二:追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった 者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合第二十八条の二に規定する関係を解消した場合 (平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。) に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二:一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて 準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四•平二五法七二•一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四•一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(平成一九年七月一一日法律第一一三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則(平成二五年七月三日法律第七二号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の青務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ー 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- ー 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、 事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を 達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画 を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めると ころにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合 若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労 働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報 及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の 効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

(平二九法一四•一部改正)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情

について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務 及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を 講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の 状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を 都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の 募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- ー 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- ー 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四:一部改正)

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定 (同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第 一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、 なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

4. さくら市男女共同参画推進委員会委員名簿

氏 名	委員歴・活動履歴
福田敦子	継続(H23~)、県男女共同参画地域推進員(H27~)
大 森 陽 子	継続(氏家町から、H17~初代)、県男女共同参画地域推進員
藤田浩子	継続(H21~)
澤 村 まつ子	継続(H23~)、県男女共同参画地域推進員(H24~)、女性政策塾受講(H22・H23)
笹 沼 良 子	継続(H26~)、H24 年度栃木県次世代人材づくり研修修了者
山 田 志津子	継続(H27~)、H26 年度栃木県次世代人材づくり研修修了者、県男女共同参画地域推進員(H27~)
渡 邉 能 辰	再任(H19~24、H27~)県男女共同参画地域推進員(H25~)
上 野 幸 子	新任 (H29~)
岡 本 廣 子	新任 (H29~)
磯部里恵	新任 (H29~)
大 橋 克 世	新任(H30.11~)

5. 第4次さくら市男女共同参画計画策定経過

日 時	会議等	備考
H30.5.17	男女共同参画推進委員会(第1回)	骨子案の協議
H30.6.21	男女共同参画推進委員会(第2回)	骨子案の決定・第1章検討
H30.7.17	男女共同参画推進委員会(第3回)	子育てサークルヒアリング・第2章検討
H30.9.13	男女共同参画推進委員会(第4回)	第3章検討
H30.10.27	ゆめ!さくら博にて意識調査	
H30.11.16	男女共同参画推進委員会(第5回)	第4章検討・意見ヒアリング
H31.1.16	男女共同参画推進委員会(第6回)	第5章検討・最終確認
H31.1.21	経営会議付議	
H31.2.12	市議会議員全員協議会報告	
H31.2.15~H31.3.8	パブリックコメント	

第4次さくら市男女共同参画計画

平成31年3月発行

発行 さくら市

編集 さくら市総合政策課

〒329-1392 栃木県さくら市氏家2771

TEL 028-681-1111(代表)

